

## 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきましたが、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として次々と一般財源化してきました。

また、「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、負担割合を 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げ、地方財政を圧迫する状況となっているため、今のままでは、都道府県の財政規模による、教育の地方格差の拡大が懸念されます。

そこで、平成 28 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 25 日

伊 那 市 議 会